

定 款

鳥取県冷凍空調工業会東部支部

平成18年11月15日

鳥取県冷凍空調工業会 東部支部定款

第1章 総 則

第 1条 (目 的)

本会は会員相互の協調融和の精神に基づき団結を図り、冷凍空調技術及び業界の社会的地位の向上に寄与することを目的とする。

第 2条 (名 称)

本会は鳥取県冷凍空調工業会東部支部と称し、その管轄区域は鳥取県東部とする。

第 3条 (事務所)

本会の事務所は支部長の所属する事業所内に置き、その広告はある場合、その都度文書をもって会員に通知徹底する。

第 4条 (一般事項)

この定款に定めのない事項で必要な事項は、その都度規約で定める。

第2章 事 業

本会は第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦を図るための諸行事の開催
2. 関係諸官庁・諸団体との連結、協議及び強調に関する運動
3. 冷凍空調技術の向上を図るための研究会、見学会、講習会などの開催

第3章 会 員

第 5条 (資 格)

本会の会員は冷凍空調設備施工・保守・サービス事業を営む者で、鳥取東部に事業所を有する者とする。但し、賛助会員については、この限りでない。

第 6条 (入 会)

本会への加入は、所定の入会申込書を支部長へ提出し、理事会の承認を得なければならない。尚、いったん脱会した者でその復帰を認めた場合及び支店を新たに加入させる場合もこれを新会員として取扱う。

第 7条 (脱 会)

1. 本会からの脱会を希望する者は、3ヶ月前までに所定の脱会申込書を支部長に提出し、第4章の会費を完納した上で脱会しなければならない。
2. 支部長は前項の脱会の是非、理由に基づき、速やかに理事会を開催し、その承認を受ける。

第 8条 (除 名)

本会は次に該当するものを、総会及び月例会において会員の2/3以上の賛同を得て除名することが出来る。

1. 本会の名誉を著しく傷つけたもの
2. 本会の事業を妨げる行為をしばしば行ったもの
3. 会費(前納)を1ヶ月以上滞納し勧告に従わなかったもの
4. 理由なく月例会を事業年度内に6回以上欠席したもの
5. 理由なく月例会を連続3回以上欠席したもの

第 9条 (変更届)

会員で社名、代表者、住所、電話番号及び代表者に準ずる者(出席登録者と称する)に変更を生じた場合は、遅滞なくこれを理事会まで報告しなければならない。

第4章 会 費

本会の入会金及び会費は別に規約で定める。

第5章 役 員

第10条 (構 成)

本会に次の役員を置く。

1. 支 部 長 1名
2. 副支部長 1名
3. 会計理事 1名
4. 理 事 4名以内
5. 監 事 2名

尚、本会は必要に応じ顧問を置くことができる。

第11条 (選 任)

1. 役員は総会において7名以内の理事及び2名の監事を会員(賛助会員を除く)によって選出し、支部長は選出された役員会において理事の内から選出する。
2. 副支部長、会計理事は理事の内から支部長が任命し、顧問は必要に応じて支部長が役員会の了承を得て指名し委嘱する。

第12条 (任 期)

役員の任期は2ヶ年とし連続再任を妨げない。

第13条 (役員報酬)

役員の報酬は無報酬とする。

第6章 総会及び役員会

第14条 (総会の区分)

総会は通常総会と臨時総会の2つとし、通常総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に、また臨時総会は必要のある場合、役員会の議決を経ていずれも支部長が招集する。

第15条 (招 集)

招集に当たっては会議の目的たる事項及び日時、場所を記載した書面により会日の10日前までに各会員に通知する。

第16条 (委任状)

やむをえず総会に欠席する者は、支部長に予め所定の委任状を提出しなければならない。

第17条 (開会及び議決)

総会は会員の2/3以上の出席をもって成立し、議事は会員出席者の過半数をもって決する。尚、議長は原則として支部長がこれに当たる。

第18条 (議事録と署名)

1. 議長は、役員を除く会員出席者の内から予め2名の議事録署名人を指名する。
2. 総会の議事録は議長が指名した理事が作成し、議長及び議事録署名人がこれに署名するものとする。

第19条 (役員会)

役員会は必要に応じて支部長が招集する。尚、理事のみで構成した役員会を理事会と称する。

第20条 (会 議)

役員会、理事会の議長は支部長が当り、予め指定した理事に議事録を作成させ、これに署名する。

第21条 (分科会)

分科会は必要に応じて理事会の議決により委員を定めて構成し、支部長の諮問機関とする。

第7章 月 例 会

第22条 (開催時期)

本会は毎月第3金曜日に月例会を開催する。

第23条 (議 事)

会に関する当面の問題を協議し、あわせて情報交換などを含めた会員相互の親睦を図る。

第24条（運 営）

月例会の当番は輪番制とし、当番が会場の設営、通知書の発送などを行い、議題については支部長と協議する。

第25条（議 決）

月例会は支部長が議長となり、出席者の2/3以上の賛同を得て会の方針を定める。尚、2/3以上の出席者があり、協議した議事についてはその議決を臨時総会に準じて取り扱うことができる。

第8章 庶務・会計

第26条（会計年度）

本会の会計年度は1年とし、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終了する。尚、事業年度もこれに拠る。

第27条（簿冊の整理）

本会に次の簿冊を備え、会員から要請の有った場合は此の閲覧に応ずる。

1. 会員(役員)名簿
2. 議事録
3. 金銭出納帳
4. 証拠書類
5. 備品台帳

第9章 附 則

第28条（定款の改廃）

本定款の改廃は、総会、臨時総会及び第7章月例会第25条(議決)において出席者の2/3以上の賛成を得なければならない。

第29条（規約の改正）

規約の改正は、理事会において理事の2/3以上の賛成を得なければならない。

第30条（施 行）

本定款は昭和47年2月10日から施行する。

第31条（改 正）

1. 本定款は昭和49年12月13日から改正し施行する。
2. 本定款は昭和53年10月1日から改正し施行する。
3. 本定款は昭和63年10月15日から改正し施行する。
4. 本定款は平成18年11月15日から改正し施行する。

* 会費及び入会金規約

本規約は定款第4章の会費について定める。

第1条(入会金)

本会の入会金は30,000円とし、入会時納入しなければならない
尚、入会金は脱会した場合も返却しない。

第2条(会 費)

本会の会費は月額7,000円とし、3ヶ月分前納するものとする。

第3条(納入時期)

会費の納入は定款第26条の会計年度及び前条に基づき、次の区分に従いいずれも遅滞なく納入しなければならない。

回	期限	期間
第 1 回	10. 11. 12月分	9月末まで
第 2 回	1. 2. 3 月分	12月末まで
第 3 回	4. 5. 6 月分	3月末まで
第 4 回	7. 8. 9 月分	6月末まで

第4条(特別会費)

理事会において特に必要と認めた場合は、総会、臨時総会、月例会に諮問し特別会費を徴収することができる。

第5条(施 行)

本規約は昭和47年2月10日から施行する。

第6条(改 正)

1. 本規約は昭和49年12月13日から改正し施行する。
2. 本規約は昭和53年10月 1日から改正し施行する。
3. 本規約は昭和63年10月15日から改正し施行する。
4. 本規約は平成 8年10月 1日から改正し施行する。
5. 本規約は平成18年11月15日から改正し施行する。

* 慶弔見舞取扱規約

本規約は定款第2章の事業第1項の会員相互の親睦を図る目的により定める。

第1条(対 象)

当会の会員の内、その代表者又はそれに準ずる者(出席登録者と称する)に対し次の慶弔又は見舞金を支給する。

- | | | |
|---|-----|---------------------------|
| 1. 本人の結婚 | 祝金 | 20,000円 |
| 2. 本人の死亡 | 香典 | <u>20,000円と花輪1対(生花1本)</u> |
| 3. 配偶者・両親・子供の死亡 | 香典 | <u>10,000円と花輪1対(生花1本)</u> |
| 4. 慶弔電報(支部長名義) | | |
| 5. 見 舞 | 見舞金 | <u>10,000円</u> |
| (病気、ケガなどにより原則として1ヶ月にわたる入院、自宅静養が必要と認められる時) | | |
| 6. 事業所の新築、移転 | 祝金 | 10,000円 |
| (支店、出張所を含む) | | |

尚、慶弔に関しては該当事項の発生状況に応じて理事会に諮り、月例会にて承認を受ける。

第2条(施行)

本規約は昭和50年12月4日から施行する。

第3条(改正)

1. 本規約は昭和53年10月 1日から改正し施行する。
2. 本規約は昭和63年10月15日から改正し施行する。
3. 本規約は平成30年 4月15日から改正し施行する。

* 出軀旅費規約

本規約は定款第2章の事業第2項の対外折衝において当会の代表として県外出張する場合の旅費について定める。

第1条(出張)

当規約の摘要を受献る者は、支部長の命により後日理事会の承認を受けるものとする。

第2条(旅費)

旅費の内、交通費は実費とし、宿泊費(宿泊代、食事代、日当を含む)は20,000円とする。

第3条(精算)

旅費の精算は出張帰社後3日以内に遅滞なくこれを精算しなければならない。

第4条(施行)

本規約は昭和49年1月1日から施行する。

第5条(改正)

1. 本規約は昭和53年10月1日から改正し施行する。

鳥取県冷凍空調工業会会長 殿

平成 年 月 日

入 会 申 込 書

会 員 区 分 () 正 規 会 員
() 賛 助 会 員

会 社 名

代 表 者

出 席 登 録 者

住 所

電 話 () - F A X () -

e - m a i l h t t p ; / /

入会希望年月日 平成 年 月 日 ~

備考

入会金 ￥30,000円 (賛助会員の場合 無料)
会 費 月額 ￥7,000円 (賛助会員の場合 ￥5,000円)
会費は3ヶ月分前納するものとする。

(一社)鳥取県冷凍空調工業会会長 殿

平成 年 月 日

変 更 届

会 員 区 分 () 正 規 会 員
() 賛 助 会 員

会 社 名 (旧名称)
(新名称)

代 表 者 (旧名称)
(新名称)

住 所 (旧住所)
(新住所)

登録届出者

変更年月日 平成 年 月 日 ~

備考